

加西市高校生等海外研修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際的な視野を有し、地域や国境を越えて活躍する人材の育成に寄与することを目的として交付する加西市高校生等海外研修助成金(以下「助成金」という。)に関し、加西市補助金等交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校(1年次から3年次)、私立の高等学校、中等教育学校後期課程及び専修学校高等課程をいう。
- (2) 短期留学 在籍する高等学校等が学校教育活動の一つとして実施する海外派遣プログラムで、その期間が1週間以上1ヵ月程度のものをいう。
- (3) 対象生徒 高等学校等の正規の課程に卒業を目的として在籍し、当該在籍校が実施する短期留学に参加する生徒をいう。

(交付の対象)

第3条 助成金は、対象生徒の保護者(以下「交付対象者」という。)に交付する。ただし、当該交付対象者及び対象生徒は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 対象生徒が、加西市内の高等学校等に在籍していること。
 - イ 交付対象者が、交付申請時において加西市住民基本台帳に引き続き1年以上登録されていること。
- (2) 対象生徒について、過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- (3) 交付対象者及び交付対象者と生計を一にする世帯に属する者に市税等の未納がないこと。

(対象経費の範囲)

第4条 助成金の交付対象経費は、当該年度に実施される短期留学に要する費用のうち、対象生徒の在籍校又は在籍校が指定する企画・実施事業者等に納入する費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、前条に規定する交付対象経費から、短期留学に係る他の助成金等の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の規定により算出した額が10万円を超えるときは、助成金の額は10万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加西市高校生等海外研修助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 短期留学計画書
- (2) 対象経費の内訳がわかる書類（募集要項、見積書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、加西市高校生等海外研修助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ・変更等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 助成金の交付を辞退するとき。
- (2) 短期留学の期間又はプログラムが変更されたとき。
- (3) 短期留学が中止となったとき又は対象生徒が短期留学への参加を取りやめたとき。
- (4) 対象生徒が短期留学前に在籍校を退学又は除籍となったとき。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、短期留学の修了後、速やかに加西市高校生等海外研修助成金実績報告書兼請求書（様式第3号）に学校長が発行する短期留学修了証明書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、加西市高校生等海外研修助成金額確定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したことが判明したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。